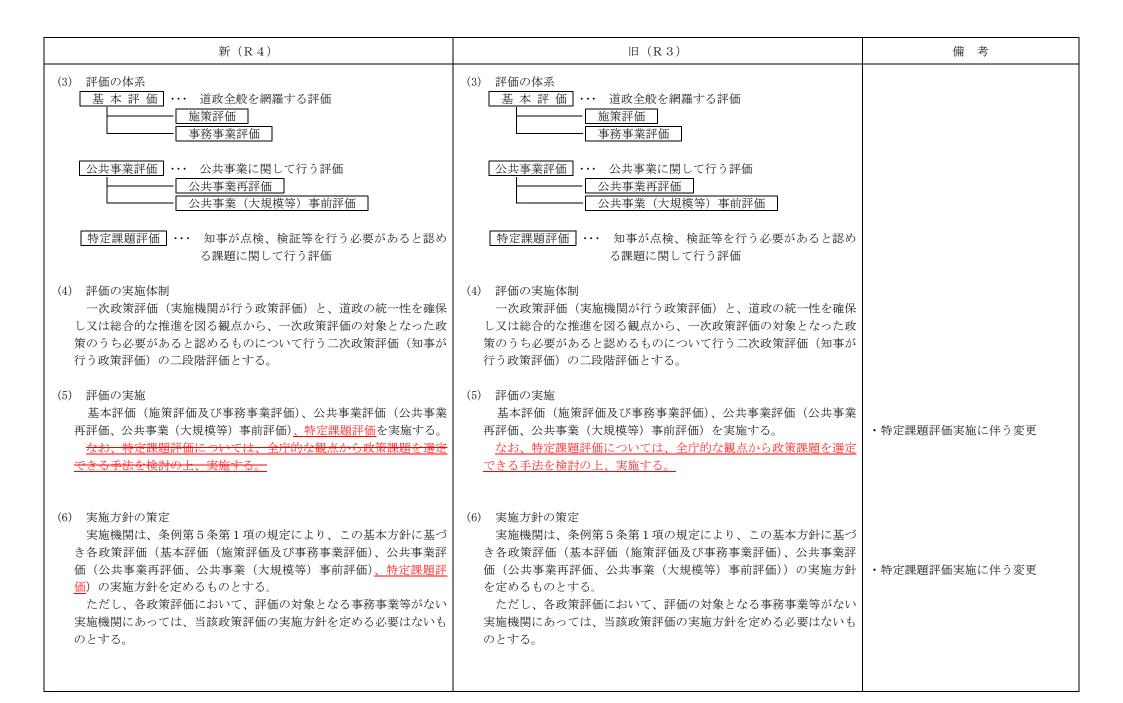
# 令和4年度 政策評価基本方針(案)新旧対照表

新 (R 4)	旧 (R3)	備考
第1 趣旨 政策評価(北海道政策評価条例(平成14年北海道条例第1号。以 下「条例」という。))の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4 条第1項の規定に基づき、令和4年度の政策評価に関する基本方針を 定める。	第1 趣旨 政策評価(北海道政策評価条例(平成14年北海道条例第1号。以 下「条例」という。))の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4 条第1項の規定に基づき、令和3年度の政策評価に関する基本方針を 定める。	・年度の更新
第2 政策評価に関する基本方針 1 政策評価の実施に関する基本的な方針 (1) 評価の趣旨     PDCAによる政策のマネジメントサイクルを確立するとともに、フルコストによる政策評価を行い、評価結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理など道政の各分野に反映させ、政策決定や事業遂行にかかわる情報を広く道民に提供する。	第2 政策評価に関する基本方針 1 政策評価の実施に関する基本的な方針 (1) 評価の趣旨     PDCAによる政策のマネジメントサイクルを確立するとともに、フルコストによる政策評価を行い、評価結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理など道政の各分野に反映させ、政策決定や事業遂行にかかわる情報を広く道民に提供する。	
(2) 評価の目的 ア 政策の合理的な選択と質の向上 社会経済情勢の変化などに伴う道政上の課題への的確な対応に向け、効果的な施策展開を図るため、定期的に点検・検証を行い、各種情報を蓄積することにより、政策の合理的な選択と質の向上を図る。 イ 限りある財源、人員等の効果的配分 政策の必要性や優先度、有効性・効率性の視点などから改善等を要する事務事業の見直しを行い、限られた行財政資源を効果的に配分する。 ウ 行政の透明性の確保と説明責任の遂行 道の政策内容と遂行プロセスを広く道民に公開し、行政の透明性の確保と説明責任の遂行	(2) 評価の目的 ア 政策の合理的な選択と質の向上 社会経済情勢の変化などに伴う道政上の課題への的確な対応に向け、効果的な施策展開を図るため、定期的に点検・検証を行い、各種情報を蓄積することにより、政策の合理的な選択と質の向上を図る。 イ 限りある財源、人員等の効果的配分 政策の必要性や優先度、有効性・効率性の視点などから改善等を要する事務事業の見直しを行い、限られた行財政資源を効果的に配分する。 ウ 行政の透明性の確保と説明責任の遂行 道の政策内容と遂行プロセスを広く道民に公開し、行政の透明性の確保と説明責任の遂行	



施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点により、前例にとらわれない意識のもと、施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、改善等を要する事務事業の再構築(スクラップ・アンド・ビルド)を徹底するなど、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図る。

#### (2) 公共事業評価

#### ア 公共事業再評価

公共事業は、社会資本の整備を通じて道民生活の向上を図る上で 重要な役割を果たす一方で、事業期間の長期化に伴い社会経済情勢 の変化など取り巻く状況も変化することから、事業着手から一定期 間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の 地区ごとに点検・検証を行うことによって、公共事業の効果的・効 率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。 施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点により、前例にとらわれない意識のもと、施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、改善等を要する事務事業の再構築(スクラップ・アンド・ビルド)を徹底するなど、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図る。

#### (2) 公共事業評価

# ア 公共事業再評価

公共事業は、社会資本の整備を通じて道民生活の向上を図る上で 重要な役割を果たす一方で、事業期間の長期化に伴い社会経済情勢 の変化など取り巻く状況も変化することから、事業着手から一定期 間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の 地区ごとに点検・検証を行うことによって、公共事業の効果的・効 率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。

新(R 4)	旧 (R3)	備考
イ 公共事業(大規模等)事前評価 大規模公共事業は、北海道にとって必要な社会資本を効果的、重 点的に整備するうえで大きな役割を果たす一方で、投資額が大きく 建設にも長期間を要するなど、社会的・地域的にも大きな影響があ るため、大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で、 必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討 状況等を明らかにすることにより、企画・立案過程の透明性の一層 の向上を図る。	イ 公共事業 (大規模等) 事前評価 大規模公共事業は、北海道にとって必要な社会資本を効果的、重 点的に整備するうえで大きな役割を果たす一方で、投資額が大きく 建設にも長期間を要するなど、社会的・地域的にも大きな影響があ るため、大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で、 必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討 状況等を明らかにすることにより、企画・立案過程の透明性の一層 の向上を図る。	
(3) 特定課題評価 その時々の行政ニーズに対応して、政策に関する特定の課題を設定 し、その課題について点検・検証等を行い、今後の政策展開の基本方 向を明らかにすることで、総合計画の一層の推進を図る。		・特定課題評価実施に伴う変更、R1に 準じた変更
3 政策評価の対象に関する事項 (1) 基本評価 ア 施策評価 (プ) 総合計画の政策体系に沿って整理した施策 (小 総合計画の政策展開の基本方向で掲げる「政策の柱」 イ 事務事業評価 令和4年度予算に計上されている事業及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち、施策を構成する事務事業 (2) 公共事業評価 ア 公共事業評価 ア 公共事業再評価 道が実施する公共事業(国庫補助事業及び交付金事業)の施工地区のうち、実施方針で定める地区 イ 公共事業(大規模等)事前評価 道が実施を予定する公共事業(国庫補助事業及び交付金事業)の施工地区のうち、実施方針で定める地区	3 政策評価の対象に関する事項 (1) 基本評価 ア 施策評価 (7) 総合計画の政策体系に沿って整理した施策 (4) 総合計画の政策展開の基本方向で掲げる「政策の柱」 イ 事務事業評価 令和3年度予算に計上されている事業及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち、実施方針で定める事務事業 (2) 公共事業評価 ア 公共事業再評価 道が実施する公共事業(国庫補助事業及び交付金事業)の施工地区のうち、実施方針で定める地区 イ 公共事業(大規模等)事前評価 道が実施を予定する公共事業(国庫補助事業及び交付金事業)の施工地区のうち、実施方針で定める地区	<ul> <li>・政策の柱の評価を特定課題評価で実施することによる変更</li> <li>・年度の更新</li> <li>・対象の明確化による変更</li> </ul>

新(R 4)	旧 (R3)	備考
(3) 特定課題評価         ア テーマ         総合計画に掲げる政策の推進         イ 対象範囲         総合計画の政策展開の体系上の21の政策の柱のうち、実施方針で定める政策の柱		・政策の柱の評価を特定課題評価で実施するための変更
4 政策評価の視点に関する事項 政策評価の視点は、必要性、有効性、効率性等及び政策の特性に応じて定めるものとし、各評価の視点は、次を基本とする。 (1) 基本評価 ア 施策評価 (7) 施策目標の達成状況 (4) 施策同の連携状況等 (5) 施策の緊急性、優先性 イ 事務事業評価 (7) 事務事業のコスト (6) 事務事業のコスト (7) 事務事業の出た (7) 事務事業の出た (7) 事務事業のお行体制 (2) 公共事業評価 ア 公共事業評価 ア 公共事業評価 (7) 事業の進捗状況 (4) 事業の必要性 (4) 事業の必要性 (5) 事業を推進する上での課題 (6) 事業の必要性 (7) 事業の必要性 (8) 事業の必要性 (9) 代替案の検討 (1) 原急性、優先性 (1) 環境への影響、配慮 (1) 事業の妥当性 (2) 事業特性による特記事項	4 政策評価の視点に関する事項 政策評価の視点は、必要性、有効性、効率性等及び政策の特性に応じて定めるものとし、各評価の視点は、次を基本とする。 (1) 基本評価 ア 施策評価 (7) 施策目標の達成状況 (4) 施策目標の達成状況等 (ウ) 施策の事業の相(ア) 事務事業の有効性 (イ) 事務事業の有効性 (イ) 事務事業の有効性 (イ) 事務事業の対行体制 (2) 公共事業評価 ア 公共事業再評価 (7) 事業の実施に伴う経済効果 (ウ) 事業コスト縮減の取組 (エ) 事業の必要性 (オ) 事業の必要性 (オ) 事業の達成見込み イ 公共事業(大規模等)事前評価 (ア) 事業の必要性 (イ) 事業の必要性 (オ) 事業の必要性 (オ) 事業の必要性 (オ) 事業の必要性 (オ) 事業の必要性 (オ) 罪労の要当性 (オ) 事業物果 (カ) 事業特性による特記事項	

新(R 4)	旧 (R3)	備考
(3) 特定課題評価       ア 目標の達成状況       イ 連携状況等       ウ 緊急性、優先性		・政策の柱の評価を特定課題評価で実施するための変更
5 政策評価の時点に関する事項 評価の特性に応じ、次の時点で評価を実施する。 (1) 基本評価:中間評価(政策の実施途中の時点における政策評価) (2) 公共事業評価 ア 公共事業再評価:中間評価 イ 公共事業(大規模等)事前評価:事前評価(政策の実施前の時点における政策評価) (3) 特定課題評価:中間評価	5 政策評価の時点に関する事項 評価の特性に応じ、次の時点で評価を実施する。 (1) 基本評価:中間評価(政策の実施途中の時点における政策評価) (2) 公共事業評価 ア 公共事業再評価:中間評価 イ 公共事業(大規模等)事前評価:事前評価(政策の実施前の時点における政策評価)	・特定課題評価実施に伴う変更
6 政策評価の方法に関する事項 (1) 評価の基準日 評価対象を特定する時点を基準日とし、各政策評価について、次のとおりとする。 ア 基本評価(施策評価、事務事業評価): 令和4年4月1日 イ 公共事業再評価: 令和4年8月1日 ウ 公共事業(大規模等)事前評価: 令和5年3月1日 エ 特定課題評価: 令和4年4月1日 ただし、この基準日によらず評価の対象を個別に指定することができる。	6 政策評価の方法に関する事項 (1) 評価の基準日 評価対象を特定する時点を基準日とし、各政策評価について、次のとおりとする。 ア 基本評価 (施策評価、事務事業評価):令和3年4月1日 イ 公共事業再評価:令和3年8月1日 ウ 公共事業(大規模等)事前評価:令和4年3月1日 ただし、この基準日によらず評価の対象を個別に指定することができる。	<ul><li>・年度の更新</li><li>・特定課題評価実施に伴う変更</li></ul>

新(R 4)	旧 (R3)	備考
2) 評価の手法 ア 施策の目標及び取組内容等の設定 基本評価については、目標、成果指標、実施機関が行う取組内容、事務事業を設定する。 イ 実施機関は、所管する評価の対象について、実施方針で定める評価調書を作成し評価を行うとともに、当該評価調書を知事(政策評価主管部局)に提出するものとする。 ウ 知事は、二次政策評価を行うときは、実施に関する事項を別に定め評価を行う。 エ 実施機関は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、評価の過程において、政策評価委員会から意見を聴取するなど、学識経験等を有する者の知見の活用に努めるものとする。 オ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて年度当初に設定した施策の目標等の内容を変更することができるものとする。	(2) 評価の手法 ア 施策の目標及び取組内容等の設定 基本評価については、目標、成果指標、実施機関が行う取組内容、事務事業を設定する。 イ 実施機関は、所管する評価の対象について、実施方針で定める評価調書を作成し評価を行うとともに、当該評価調書を知事(政策評価主管部局)に提出するものとする。 ウ 知事は、二次政策評価を行うときは、実施に関する事項を別に定め評価を行う。 エ 実施機関は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、評価の過程において、政策評価委員会から意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。 オ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて年度当初に設定した施策の目標等の内容を変更することができるものとする。	・文言修正
(3) 評価の日程 ア 基本評価及び特定課題評価の日程は、概ね次のとおり。 4月…基本方針・実施方針決定 7月~10月…評価の実施(一次・二次) 11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表 イ 公共事業再評価及び公共事業(大規模等)事前評価の日程は、概ね次のとおり。 (7) 公共事業再評価 7月…実施方針決定 8月~10月…評価の実施(一次・二次) 11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表 (1) 公共事業(大規模等)事前評価 7月…実施方針決定 令和5年3月~4月…評価の実施(一次・二次) 令和5年5月~6月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表	(3) 評価の日程 ア 基本評価の日程は、概ね次のとおり。 4月…基本方針・実施方針決定 6月~10月…評価の実施(一次・二次) 11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表 イ 公共事業再評価及び公共事業(大規模等)事前評価の日程は、概ね次のとおり。 (7) 公共事業再評価 7月…実施方針決定 8月~10月…評価の実施(一次・二次) 11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表 (イ) 公共事業(大規模等)事前評価 7月…実施方針決定 令和4年3月~4月…評価の実施(一次・二次) 令和4年5月~6月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表	<ul><li>・特定課題評価実施に伴う変更</li><li>・実施月の変更</li><li>・実施年の更新</li></ul>

## 新 (R4)

## 旧 (R3)

# 備考

# 7 政策評価委員会の運営に関する事項

## (1) 体制

政策評価委員会の体制は、北海道政策評価委員会規則(以下「規則」 という。)に基づき、次のとおりとする。

# 政策評価委員会

基本評価等専門委員会

公共事業評価専門委員会

(2) 専門委員会の所掌事項

規則に基づき置く各専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 ア 基本評価等専門委員会:基本評価及び特定課題評価に関すること

イ 公共事業評価専門委員会:公共事業評価に関すること

#### (3) 開催方針

政策評価委員会は、次に掲げる事項について調査審議するため、開 催する。

- ア 基本方針に関すること
- イ 政策評価の制度のあり方に関すること
- ウ 議会に提出する政策評価の結果に関すること また、各専門委員会は、所掌する政策評価の実施及び制度に関す る事項について調査審議するため、開催する。

#### (4) 開催日程等

令和4年度における政策評価委員会の開催日程等は、概ね次のとお

- 4月 (第1回) …基本方針等の審議
- 5月(第2回)…議会に提出する政策評価の結果の審議
- 10月(第3回)…議会に提出する政策評価の結果の審議

また、各専門委員会は、政策評価の実施及び制度の検討に合わせ、 適時開催する。

7 政策評価委員会の運営に関する事項

#### (1) 体制

政策評価委員会の体制は、北海道政策評価委員会規則(以下「規則」 という。)に基づき、次のとおりとする。

# 政策評価委員会

基本評価等専門委員会

公共事業評価専門委員会

(2) 専門委員会の所掌事項

規則に基づき置く各専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 ア 基本評価等専門委員会:基本評価に関すること

特定課題評価の検討に関すること

特定課題評価実施に伴う変更

イ 公共事業評価専門委員会:公共事業評価に関すること

(3) 開催方針

政策評価委員会は、次に掲げる事項について調査審議するため、開 催する。

- ア 基本方針に関すること
- イ 政策評価の制度のあり方に関すること
- ウ 議会に提出する政策評価の結果に関すること また、各専門委員会は、所掌する政策評価の実施及び制度に関す る事項について調査審議するため、開催する。
- (4) 開催日程等

令和3年度における政策評価委員会の開催日程等は、概ね次のとお |・実施年度の更新 り。

4月(第1回)…基本方針等の審議

5月(第2回)…議会に提出する政策評価の結果の審議

10月(第3回)…議会に提出する政策評価の結果の審議

また、各専門委員会は、政策評価の実施及び制度の検討に合わせ、 適時開催する。

新 (R 4)		旧 (R3)		備考
8 政策評価の結果の政策への反映に関す 実施機関は、政策評価の結果を、実施 をはじめ、予算の編成及び執行、組織及 推進管理、重点政策の展開、事務事業の のあらゆる分野に着実に反映させるもの	i機関が所掌する政策の企画立案 び機構の整備並びに総合計画の )見直し等の事務改善など、道政	十画の をはじめ、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の		
9 政策評価に関する情報の公表に関する事項 より積極的に道民への説明責任を果たすため、基本方針、実施方針、 評価調書、評価の結果等のほか、政策評価委員会及び専門委員会議事録 など政策評価に関する情報について、次の方法により、適時に公表する。 なお、公表に当たっては、道民にとって分かりやすい内容、容易に入 手できる方法に努めるものとする。  9 政策評価に関する情報の公表に関する事項 より積極的に道民への説明責任を果たすため、基本方針、実施方針、 評価調書、評価の結果等のほか、政策評価委員会及び専門委員会議事録 など政策評価に関する情報について、次の方法により、適時に公表する。 なお、公表に当たっては、道民にとって分かりやすい内容、容易に入 手できる方法に努めるものとする。				
公表の方法	実施主体	公表の方法	実施主体	
○実施機関における縦覧及び配付用資料の配付	当該政策の所管部局等	○実施機関における縦覧及び配付用資料の配付	当該政策の所管部局等	
○行政情報センター、各総合振興局、 各振興局における縦覧及び配付用資料 の配付	政策評価主管部局	<ul><li>○行政情報センター、各総合振興局、</li><li>各振興局における縦覧及び配付用資料の配付</li></ul>	政策評価主管部局	
○北海道のホームページへの掲載	政策評価主管部局、当該政策 の所管部局等	○北海道のホームページへの掲載	政策評価主管部局、当該政策 の所管部局等	
○上記のほか、新聞、テレビなど各種 広報媒体の活用やその他実施機関が必 要と判断する方法	政策評価主管部局、関係実施 機関	○上記のほか、新聞、テレビなど各種 広報媒体の活用やその他実施機関が必 要と判断する方法	政策評価主管部局、関係実施 機関	
		10 政策評価の充実のために必要な措置に (1) 調査、研究等に関する事項 実施機関は、国、都府県等における 性及び精度の向上に関する調査、研究	る実施事例、政策評価手法の信頼	

新 (R 4)	旧 (R3)	備考
(2) 職員の資質の向上に関する事項 実施機関は、政策評価に関する研修機会の確保に努めるほか、政策 評価の実施に当たって、説明会の開催、マニュアルの作成などを通じ て、職員の資質の向上を図るものとする。	(2) 職員の資質の向上に関する事項 実施機関は、政策評価に関する研修機会の確保に努めるほか、政策 評価の実施に当たって、説明会の開催、マニュアルの作成などを通じ て、職員の資質の向上を図るものとする。	
(3) その他の措置 実施機関は、PDCAによる政策のマネジメントサイクルの強化に 向けて、政策評価制度の改善・充実に努める。	(3) その他の措置 実施機関は、PDCAによる政策のマネジメントサイクルの強化に 向けて、政策評価制度の改善・充実に努める。	
11 政策評価に関する道民意見の取扱いに関する事項 実施機関は、広報・広聴活動の充実、インターネット等情報通信手段 の活用などにより、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるも のとする。 また、提出された道民の意見については、政策評価への適切な反映に 努めるとともに、その反映状況を明らかにするものとする。	11 政策評価に関する道民意見の取扱いに関する事項 実施機関は、広報・広聴活動の充実、インターネット等情報通信手段 の活用などにより、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるも のとする。 また、提出された道民の意見については、政策評価への適切な反映に 努めるとともに、その反映状況を明らかにするものとする。	
12 政策評価結果の北海道議会への報告に関する事項 政策評価主管部局及び政策の所管部局等は当該政策評価結果につい て、原則第4回定例会において所管する常任委員会へ提出するものとす る。 なお、評価の特性により、上記定例会への提出が困難な場合は、評価 結果取りまとめ後、議会に提出するものとする。	12 政策評価結果の北海道議会への報告に関する事項 政策評価主管部局及び政策の所管部局等は当該政策評価結果につい て、原則第4回定例会において所管する常任委員会へ提出するものとす る。 なお、評価の特性により、上記定例会への提出が困難な場合は、評価 結果取りまとめ後、議会に提出するものとする。	
13 その他政策評価の実施に関し必要な事項 この基本方針に定めるもののほか、その他政策評価の実施に関し必要 な事項については、各政策評価の実施方針において定めるものとする。	13 その他政策評価の実施に関し必要な事項 この基本方針に定めるもののほか、その他政策評価の実施に関し必要 な事項については、各政策評価の実施方針において定めるものとする。	